

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年9月12日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 契約番号・名称	市有林立木売払い	
(2) 仕 様 書 等	別紙のとおり	
(3) 履 行 場 所	秋田市下浜名ヶ沢字中ノ沢18-1（秋田311/13、15、16林小班）	
(4) 履 行 期 間	契約日の翌日から3ヵ年（伐採・搬出期間）	
(5) 入札参加要件	① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。 ② 履行期間内に立木の伐採および搬出が可能であること。 ③ 過去5年間に市、国又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥ 本市市税に滞納がないこと。 ⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。	
(6) 入札参加申込み		
	受 付 期 間	令和7年9月12日(金)から令和7年9月22日(月)まで （土曜、日曜および祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
	受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部産業企画課（本庁舎3階）
(7) 指名(非指名)通知	令和7年9月25日（木）までにFAX又はメールで通知	
(8) 入 札		
	日 時	令和7年9月30日(火) 午前10時00分
	場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所2階 2-B会議室

予 定 価 格	設定あり
入札保証金	入札金額の 5 / 1 0 0 以上（1 円未満切上） ただし、秋田市財務規則第109条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。 第 1 号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第 2 号に該当する場合は業務履行実績調書【様式 3】および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。 ※第 1 号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 第 2 号：入札参加者が過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(9) 契 約 日	令和 7 年 1 0 月 6 日(月)（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申し込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書【様式 1】

(イ) 市税に未納がない証明書（令和 7 年 8 月 1 日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、あるいは徴収猶予許可通知書等）（写し可）

(ウ) 登記簿謄本（写し可）※申込日から 3 ヶ月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書【様式 4】

(オ) 業務履行実績調書【様式 3】および契約書の写し

・ 入札参加要件の③を確認できる内容であること

・ 秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 2 号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、そのことを確認できる内容であること

(カ) 入札保証保険契約に係る書類の写し(秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 1 号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ)

イ アの(ア)、(エ)および(オ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

エ 入札保証金の納入方法については、指名通知にてお知らせいたします。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合があります。その場合は、非指名通知によりその旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAX又はメールで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

ウ 予定価格以上の価格で申し込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

エ 入札執行回数は、2回を限度とします。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

なお、入札書には代理人の印を押印してください。

カ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合があります。

3 売払代金

契約者は、契約後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

4 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 現地確認が必要な場合は、農地森林整備課森林整備担当までご連絡ください。

(4) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(5) 仕様書・設計書等の内容および現地確認に関する問合せ先

秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739